

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第6号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

別表第2お客さまサービス推進室長の項中第7号を削り、第8号中「調査」の右に「の実施」を加え、同号を第7号とし、第9号を削る。

別表第2料金・システム企画担当課長の項中第7号ただし書を削る。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)